

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税納税告知処分取消等請求事件

国側当事者・国(氏家税務署長)

平成20年1月24日棄却・控訴

判 示 事 項

- (1) 運転手に対する運行費の支払状況及び支払給与との差引計算・精算の状況、すなわち、①運行費がいったん運転手に現実に支給された上で、翌月以降の名目給与額(売上額等を基礎として算定された歩合給)から控除されることによって差引精算されていること、②その控除が、運行費が支払われた月の翌月のみならず、2回又は3回にわたって分割して控除されている場合があることからすれば、運行費の支払及び翌月以降に行われる支払給与からの控除・差引計算は、運転手に対する金銭の貸付けとその回収を目的とした支払給与との相殺とみるのが相当であるとされた事例
- (2) 運転手に支払う運行費は配送先における宿泊代、入浴代等、運転手の職務遂行のために通常必要となる費用の実費弁償として支払われているものであって、所得税法9条1項4号(非課税所得)の規定する「旅費」に該当するとの原告会社の主張が、上記「旅費」の趣旨で金銭が交付されたのであれば、通常は、従業員に渡し切りになるはずのものであって、翌月以降の給与の額からこれを控除するとの取扱いをする合理的理由は見いだせず、さらに、支払給与との差引計算・精算の状況から、実際に支給を受けた運行費の額だけ翌月以降の手取り給与の額が少なくなるという関係にあることからすれば、本件運行費をもって実費弁償の趣旨で交付された旅費とみるのは困難というほかなく、裏を返していうならば、そもそも旅費の趣旨であるならば、旅費の支払要件に該当する場合には一律に支払われるべきものであるがそのような関係になっていないことが、運行費が旅費とみることができない証左というべきであるとして排斥された事例
- (3) 運行費は原告会社の運転手に対する貸付金とみるべきものであって、その金額が翌月分以降の支払給与から控除されているのはその回収目的とする相殺というべきであるから、運行費の額を控除する前の額をもって、源泉所得税の課税対象である支払給与等の額とすべきであるとされた事例
- (4) 運転手に支払った運行費は貸付金、すなわち、原告会社の従業員である運転手にとっては給与の前借りにほかならず、翌月以降の差引計算・精算を通じ、給与等として運転手に支払われているものであって、消費税法2条1項12号の課税仕入れには当たらないから、本件運行費に係る消費税相当額を控除対象仕入税額に算入することはできないとされた事例
- (5) 課税処分の取消しに信義則の法理を適用する場合の判断基準
- (6) 原告会社はこれまで長期間にわたり、運行費の支払額を控除した残余の額を支払給与等とみて、これに係る源泉所得税を納付しており、また、運行費の支払額を課税仕入れとみて、仕入税額控除を行い消費税等の申告を行っていたところ、課税庁がこうした原告会社の取扱いを是正しなかったにもかかわらず、従前と異なる対応をとって源泉所得税の納税告知処分及び消費税の更正処分等を行ったことは、信義則違反に当たるとの原告会社の主張が、原告会社の主張によっても、長期間にわたり、運行費の支払額を控除した残余の額が支払給与等であること(運行費相当額が給与等に該当しないこと)を前提として、原告会社がした源泉所得税の納付及び消費税の納税申告について、課税庁が積極的に是正の措置をとらなかったにとどまるのであって、納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示した場合に当たらないことは明らかであり、また、仮に、原告会社が運行費相当額が給与等に該当

することを前提とした課税処分が行われないものと誤信したとしても、その信頼に基づいて行った原告会社の行動なるものは、租税法規を正当に適用した場合の税額を下回る源泉所得税を納付し、消費税を申告納付したにすぎないのであって、そのことによって経済的不利益を被ったと評価できるものではないとして排斥された事例

判 決 要 旨

(1)～(4) 省略

(5) 信義則の法理の適用により、租税法規に適合する課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、それは、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れさせて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別な事情が存する場合に初めて、その適用の是非を論ずべきである。そして、かかる特別な事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、後にその表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁のその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮が不可欠である（最高裁昭和62年10月30日第三小法廷判決・裁判集民事152号93頁参照）。

(6) 省略

判	決
原告	株式会社A
代表者代表取締役	甲
原告訴訟代理人弁護士	道本 幸伸
同	渡瀬 耕
同	坂井 崇徳
同	尾崎 洋之
同	池田 泰介
坂井崇徳訴訟復代理人弁護士	道本 周作
被告	国
代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	氏家税務署長
	田中 哲男
被告指定代理人	立野 みすず
同	村手 康之
同	松原 政博
同	小林 陽子

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が原告に対し、平成17年1月25日付けでした平成12年1月分から平成15年12月分までの各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及びこれらに対する不納付加算税の各賦課決定処分（ただし、いずれも平成18年5月26日付けの国税不服審判所長の裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。
- 2 処分行政庁が原告に対し、平成17年1月25日付けでした平成13年4月1日から平成14年3月31日までの課税期間の消費税の更正処分のうち納付すべき税額276万7400円を超える部分及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき税額691万8700円を超える部分並びにこれらに対する過少申告加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 処分行政庁が原告に対し、平成17年1月25日付けでした平成14年4月1日から平成15年3月31日までの課税期間の消費税の更正処分のうち納付すべき税額257万6890円を超える部分及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき税額64万2200円を超える部分並びにこれらに対する過少申告加算税の各賦課決定処分（ただし、いずれも平成17年4月27日付けの処分行政庁の異議決定により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、一般貨物自動車運送業を営む原告が、①従業員である自動車運転手に対して支払った平成12年1月分から平成15年12月分までの各月分（以下「本件各月分」という。）の給与等について、処分行政庁がした各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課決定処分、②原告の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの課税期間（以下「平成14年3月課税期間」という。）及び平成14年4月1日から平成15年3月31日までの課税期間（以下「平成15年3月課税期間」といい、平成14年3月課税期間と併せ「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）について、処分行政庁がした各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分につき、これらに違法があると主張し、前記第1の請求の限度において、その取消しを求めている事案である。

1 関係法令の定め

- (1) 所得税法（平成16年法律第14号による改正前のもの。以下同じ。）9条1項次に掲げる所得については、所得税を課さない。

1号から3号まで及び5号から17号まで（略）

4号 給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要であると認められるもの

- (2) 消費税法

ア 2条1項 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号から11号まで及び13号から20号まで (略)

12号 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供(所得税法28条1項(給与所得)に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。)を受けること(当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、7条1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び8条1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。)をいう。

イ 30条1項 事業者(9条1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の45条1項2号に掲げる課税標準額に対する消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

1号 国内において課税仕入れを行った場合 当該課税仕入れを行った日

2号・3号 (略)

2 前提事実(争いのない事実、顕著な事実及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者

原告は、一般貨物自動車運送業を営む株式会社である。

(2) 運転手に対する運行費の支払と翌月の給与支払時の処理

ア 原告の従業員である運転手が遠隔地への配送業務を行う場合、当該業務を行う前日又は当日に、本州内の遠隔地(関東地方外)を行き先とするときは1万円が、北海道又は九州を行き先とするときは2万円が、それぞれ「運行費」の名目で原告から運転手に対し支払われていた(以下「本件運行費」という。)

イ 本件運行費の支払があった運転手の翌月分の給料の支払時には、当該運転手の前月の稼働実績による歩合給を基に算定した給与の額(以下「名目給与額」という。)から、前月に支払われた本件運行費の額を控除した残余の額が支給されていた。

(3) 原告に対する課税処分の経緯等

ア 原告に対する課税処分等の経緯は、下記イのとおりである。これらについて金額を含めて表にまとめたものが、別紙1-1「課税の経緯(源泉所得税)」、同1-2「課税の経緯の内訳(源泉所得税)」及び同2「課税の経緯(消費税及び地方消費税)」である。

イ(ア) a 原告は、法定の納付期限までに、運転手に対して支払われた本件各月分の給与等について源泉徴収に係る所得税(以下「源泉所得税」という。)の各納

付を行った。上記各納付においては、名目給与額から前月に支払われた本件運行費の額を控除した残余の額が支払給与等の額に当たるものとして源泉所得税の税額を算定した。

b 原告は、本件各課税期間の消費税等について、法定の申告期限内にそれぞれ確定申告を行い、また、平成16年5月18日に修正申告を行った。上記各申告では、本件運行費が消費税法2条1項12号の課税仕入れに当たるものとして、これに係る消費税額を控除した上で、申告税額を算定した。

(イ) 処分行政庁は、原告に対し、平成17年1月25日付けで、以下の各処分（以下「本件各処分」という。）を行った。

a 原告の本件各月分の源泉所得税の各納税告知処分（以下「本件各納税告知処分」という。）及び不納付加算税の各賦課決定処分（以下「本件不納付加算税の各賦課決定処分」といい、本件各納税告知処分及び本件不納付加算税の各賦課決定処分を併せて「本件各納税告知処分等」という。）。

b 原告の平成14年3月課税期間の消費税等の更正処分（以下「平成14年3月課税期間更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに原告の平成15年3月課税期間の消費税等の更正処分（以下「平成15年3月課税期間更正処分」といい、平成14年3月課税期間更正処分と併せて「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（平成15年3月課税期間更正処分と併せて「平成15年3月課税期間更正処分等」という。また、本項掲記の各処分を「本件各更正処分等」と総称する。）。

(ウ) 原告は、平成17年2月4日、本件各処分を不服として、異議申立てを行った。

(エ) 処分行政庁は、平成17年4月27日、上記(ウ)の異議申立てのうち、平成15年3月課税期間更正処分等の一部を取り消すとともに、その余の異議申立てをいずれも棄却する決定をした。

(オ) 原告は、平成17年5月30日、本件各処分を不服として、審査請求を行った。

(カ) 国税不服審判所長は、平成18年5月26日、上記(オ)の審査請求のうち、本件各納税告知処分及び本件不納付加算税の各賦課決定処分の一部を取り消すとともに、その余の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

(キ) 原告は、平成18年11月20日、本件各処分（ただし、本件各納税告知処分等については、上記(カ)の裁決により、平成15年3月課税期間更正処分等については、上記(エ)の異議決定により、それぞれ一部が取り消された後のもの）を不服として、その取消しを求め、本訴を提起した（顕著な事実）。

3 被告の主張する本件各処分の税額等の計算根拠

(1) 被告の主張する本件各処分の税額等の計算根拠は、別紙「本件課税処分の根拠等」記載のとおりである。

(2) 被告は、本件運行費は原告の運転手に対する貸付金であり、翌月分の給与支払時に本件運行費の金額を控除した残余が支払われているのは、貸付金を回収する趣旨でその対当額を給与等と相殺・精算したことによるものであるとし、源泉所得税の課税

対象となる給与等は、本件運行費を控除する前の名目給与額であって、原告が納付した上記2(3)イ(ア)aの源泉所得税に加えて、控除した本件運行費相当額に係る源泉所得税についても納付の義務があると主張している。

また、給与等を対価とする役務の提供は、消費税法上の課税仕入れには該当せず、上記の相殺された給与等のうちの本件運行費相当額についても課税仕入れに該当しないことから、消費税額等の算定において、上記の本件運行費相当額に係る消費税額を控除することはできないと主張している。

- (3) 上記(2)の被告主張が正当なものであると仮定した場合に、その税額等の計算根拠が別紙「本件課税処分の根拠等」記載のとおりとなることは、争いがない。

なお、本件各納税告知処分においては、原告から運転手に支払われた交通費名目の支出のうち、通常必要であると認められる部分を超える部分の金額についても源泉所得税の課税対象と認定してされたものである(別紙「本件課税処分の根拠等」の1(1)ア(イ)参照)が、本訴では、原告はこの点を争ってはいない。

- 4 争点(各争点に対する摘示すべき当事者の主張は、上記3に記載したほか、後記第3「争点に対する判断」において記載するとおりである。)

- (1) 本件運行費の性質等

本件運行費は原告の運転手に対する貸付金であって、その翌月以降の名目給与額からの控除は、給与等と貸付金との相殺・精算として行われたものとみることができるか(このように解した場合には、本件各月分において、本件運行費を控除する前の名目給与額が源泉所得税の課税対象となり、原告は、前記2(3)イ(ア)aの納付済みの源泉所得税に加え、本件運行費相当額に係る源泉所得税の納付義務を負うことになる。また、本件各課税期間における消費税等の額の算定において、原告が確定申告及び修正申告においてしたように、本件運行費を課税仕入れとみて、その100分の4の額を消費税額から控除することはできないことになる。)

- (2) 信義則違反

原告が、これまで、本件運行費の支払額を控除した残余の額を支払給与等とみて、これに係る源泉所得税を納付しており、また、本件運行費の支払額を課税仕入れとみて、仕入税額控除を行い消費税等の申告を行っていたところ、処分行政庁がこれらの取扱いを長期間是正しなかったにもかかわらず、従前と異なる対応をとって本件各処分を行ったことが、信義則違反となり違法といえるか。

第3 争点に対する判断

- 1 争点(1)(本件運行費の性質等)について

- (1) 本件運行費に関しては、前記前提事実(第2の2)(2)のほか、証拠(甲2(ただし、原告運転手の給料の計算方法について述べた部分に限る。)、乙1から6まで)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

ア 原告は、運転手に対して支払う給与の額を算定するに当たり、次のような方法を採っている。

(ア) 各運転手のその月の売上額を積算した額から、有料道路通行料及びフェリー乗船料を控除した金額に、一定率(0.33等)を乗じた金額を基にして、これをおおむね5000円又は1万円単位で端数を切り捨て・切り上げた額を給与の

基礎となる金額とする。

(イ) 当該運転手に一定の規則違反等があったときには、上記(ア)の金額から無事故手当等の減額が行われ、さらに、本件運行費の支払があったときには、その金額の減額が行われる。

(ウ) 上記(イ)の金額から、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、源泉所得税、住民税、親睦会費及び前払金の合計額を控除した残余の額が運転手に対して現金で支給される。

(エ) なお、上記の計算過程を記載した給与支払明細書(運転手に交付され、その控えを原告において保管しているもの。乙2)において、前記(ア)の金額は、基本給、諸手当、残業・調整給等の内訳を示した上、その合計額として記載されている。また、給与支払明細書上、前記(ア)の金額はいったん「支給額」の「合計」欄に記載されているものの、横線で抹消されて担当者印が押捺されており、前記(イ)の減額を経た後の金額が付記されている。他方、上記(ウ)に列挙した項目は、給与支払明細書上、「控除額」欄に項目名及び各控除額が列記されており、「支給額」の「合計」欄の金額から、「控除額」の「合計」欄の金額を控除した最終的な現金支給額が「差引支給額」欄に記載されている(平成15年1月稼働分(翌月支払分)を例にとった、上記の計算過程及び給与支払明細書の記載内容は、別表5「平成15年1月分の乗務員別稼働一覧表及び給与支払明細書(控)の各記載事項」記載のとおりである。)

イ 原告から運転手に対して本件運行費が支払われた場合の支払日及び支払金額は、運転手ごとに、運行費の管理台帳に記録されており、月ごとの合計額が翌月の支払給与の算定時に、上記(イ)の過程で控除されている。ただし、例は少ないものの、本件運行費の支払われた月の翌月にその全額の控除が行われず、2回又は3回の給与支払時に分割して控除が行われる場合もある(この場合、本件運行費の支払われた月の翌月から連続して控除が行われる場合もあれば、間隔を置いて控除が行われる場合もある。翌月分以降2回又は3回の給与支給時にまたがって控除が行われた本件運行費の精算の状況は、別表6「翌月に精算されない本件運行費の精算状況」記載のとおりである。)

ウ 本件運行費は、運転手から原告の経理担当者に対して事前に出金伝票が提出された場合にのみ支払われており、このような手続が執られていないときは、遠隔地(関東地方外、本州外)への配送業務が行われた場合であっても、本件運行費は支払われていない。例えば、平成15年1月分の遠隔地を行き先とする配送業務の実施状況及び本件運行費の支払状況は、別表4「平成15年1月分の本件運行費の支払状況及び精算状況」記載のとおりであって、遠隔地を行き先とする配送業務の実施回数合計158回であるのに対して、本件運行費の支払われた回数は延べ121回であり、残りの37回分については本件運行費が支払われていない。

【判示(1)】

(2) 上記(1)でみた本件運行費の支払状況及び支払給与との差引計算・精算の状況、すなわち、①本件運行費がいったん運転手に現実に支給された上で、翌月以降の名目給与額(売上額等を基礎として算定された歩合給)から控除されることによって差引精算されていること、②その控除が本件運行費が支払われた月の翌月のみならず、2回

又は3回にわたって分割して控除されている場合があること（ちなみに、このような分割した形での控除は、1箇月中に支払われた本件運行費が比較的多額に達した場合に行われている場合が多いものと認められる。前記別表6参照）からすれば、本件運行費の支払及び翌月以降に行われる支払給与からの控除・差引計算は、運転手に対する金銭の貸付けとその回収を目的とした支払給与との相殺とみるのが相当である。

【判示(2)】 (3) これに対して、原告は、本件運行費は配送先における宿泊代、入浴代等、運転手の職務遂行のために通常必要となる費用の実費弁償として支払われているものであって、所得税法9条1項4号の規定する「旅費」に該当する旨主張している。

しかしながら、上記「旅費」の趣旨で金銭が交付されたのであれば、通常は、従業員に渡し切りになるはずのものであって、翌月以降の給与の額からこれを控除するとの取扱いをする合理的理由は見いだせない。

さらに、前記(1)でみた支払給与との差引計算・精算の状況からすると、ある月において、遠隔地への配送業務を含む同じ稼働量・稼働内容で同額の売上げのあった運転手につき、事前に本件運行費の支給を受けた場合とそうでない場合とを比較すると、その翌月に支給される手取り給与の額は、他の条件が同様であれば、前者の場合の方が後者の場合よりも少額となるはずのものである。このように、実際に支給を受けた本件運行費の額だけ翌月以降の手取り給与の額が少なくなるという関係にあることからすれば、本件運行費をもって実費弁償の趣旨で交付された旅費とみるのは困難というほかない。裏を返していうならば、そもそも旅費の趣旨であるならば、当該要件に該当する場合には一律に支払われるべきものであるが、前記(1)アのとおり、そのような関係にはなっていないことが、本件運行費が旅費とみるができない証左というべきである。

【判示(3)】 (4) 以上のとおり、本件運行費は原告の運転手に対する貸付金とみるべきものであって、その金額が翌月分以降の支払給与から控除されているのはその回収目的とする相殺というべきであるから、本件運行費の額を控除する前の額をもって、源泉所得税の課税対象である支払給与等の額とすべきである。そうすると、原告は、本件各月分において、前月以前に支給され、控除・差引精算された本件運行費に係る源泉所得税を納付していないから、これを課税した本件各納税告知処分は適法というべきである。

【判示(4)】 また、本件運行費は貸付金、すなわち、原告の従業員である運転手にとっては給与の前借りにほかならず、翌月以降の差引計算・精算を通じ、給与等として運転手に支払われているものであって、消費税法2条1項12号の課税仕入れには当たらないから、本件運行費に係る消費税相当額を控除対象仕入税額に算入することはできないものである。

2 争点2（信義則違反）について

原告は、前記第2の4(2)のとおり、これまで長期間にわたり、本件運行費の支払額を控除した残余の額を支払給与等とみて、これに係る源泉所得税を納付してきたこと、本件運行費の支払額を課税仕入れとみ、仕入税額控除をして消費税等の申告を行っていること、処分行政庁もこうした原告の取扱いを是正しなかったことを根拠にして、本件各処分を行ったことが信義則違反に当たると主張している。

【判示(5)】 しかしながら、信義則の法理の適用により、租税法規に適合する課税処分を違法なも

のとして取り消すことができる場合があるとしても、それは、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れさせて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別な事情が存する場合に初めて、その適用の是非を論ずべきである。そして、かかる特別な事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、後にその表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁のその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮が不可欠である（最高裁昭和62年10月30日第3小法廷判決・裁判集民事152号93頁参照）。

【判示(6)】

これを本件についてみるに、原告の主張によっても、長期間にわたり、本件運行費の支払額を控除した残余の額が支払給与等であること（本件運行費相当額が給与等に該当しないこと）を前提として、原告がした源泉所得税の納付及び消費税の納税申告について、処分行政庁が積極的に是正の措置をとらなかったにとどまるのであって、納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示した場合に当たらないことは明らかである。また、仮に、原告が本件運行費相当額が給与等に該当することを前提とした課税処分が行われないものと誤信したとしても、その信頼に基づいて行った原告の行動なるものは、租税法規を正当に適用した場合の税額を下回る源泉所得税を納付し、消費税を申告納付したにすぎないのであって、そのことによって経済的不利益を被ったと評価できるものではない。

したがって、本件において、原告に本件各処分による課税を免れしめてその信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別な事情はおよそ存在しないというほかに、原告主張事実を認定の上、信義則違反の違法を論ずる余地はないといわざるを得ない。

3 結論

その他、前記第2の4において争点に掲げていない点も含めて、被告主張の本件各納税告知処分及び本件各更正処分の根拠に違法な点は見当たらないところであり、その根拠に基づいて算定した原告の納付すべき源泉所得税及び消費税等の額は、それぞれ本件各納税告知処分及び本件各更正処分における納付すべき税額と同額であるか、これを上回るものであるから、これらの各処分はいずれも適法というべきである。そして、これらの各処分が適法であった場合に原告に賦課すべき不納付加算税及び過少申告加算税の額は、前記第2の3(3)によれば、別紙「本件課税処分の根拠等」1(3)及び2(3)記載のとおりであるところ、原告から源泉所得税が不納付であったこと及び消費税等の申告額が過少であったことについて国税通則法65条4項及び67条1項ただし書の規定する正当な理由があった旨の具体的な主張立証もないことから、これと同額の税額を課した本件不納付加算税の各賦課決定処分及び本件各課税期間の消費税に係る過少申告加算税の各賦課決定処分も、いずれも適法というべきである。

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 大門 匡

裁判官 吉田 徹

裁判官 倉澤 守春

(別紙)

本件課税処分根拠等

1 本件各納税告知処分等の根拠及び適法性について

(1) 本件各納税告知処分の根拠

ア 課税対象金額

(ア) 運転手の給与の額から控除された運行費相当額

原告が、給与支給日に運転手の給与の額から控除した運行費の合計額に相当する金額（以下「本件運行費相当額」という。）で、給与所得として源泉徴収の対象となる金額の本件各月分の各合計額は、別表 1-1 から 4 までの「課税漏れ給与」欄中の「本件運行費」欄記載の各金額のとおりである。

(イ) 交通費名目の支出のうち、課税対象と認められる金額

原告が、運転手の源泉徴収税額の計算に当たり、給与の額から控除した交通費名目の支出（以下「本件交通費」という。）のうち、給与所得として所得税の課税対象と認められる金額（以下「本件交通費課税認定額」という。）の本件各月分の各合計額は、別表 1-1 から 4 までの「課税漏れ給与」欄中の「本件交通費課税認定額」欄記載の各金額のとおりである。

なお、本件交通費課税認定額は、所得税法 9 条 1 項 5 号及び同法施行令 20 条の 2 第 2 号（平成 16 年政令第 100 号による改正前のもの）に基づき、運転手に支払われた通勤手当のうち、通常必要であると認められる部分を超える部分の金額である。

イ 納付すべき源泉所得税の額

本件各納税告知処分において、新たに給与所得として課税対象となった金額は、上記アのとおりであるところ、各給与の支払について、原告が所得税法 185 条及び 190 条並びに経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成 16 年法律第 14 号による改正前のもの）第 2 章の規定に基づいて徴収・納付すべき源泉所得税の額は、それぞれ別表 1-1 から 4 までの本件各月分における「源泉所得税の額」欄記載の各金額のとおりである。

なお、年末調整を行うべき給与等がある者についての源泉所得税の額の算定に当たっては、課税漏れ給与等に対する源泉所得税の額は、その給与等の額とその年分の課税済みの給与等との合計額について計算した所得税法 190 条 2 号に掲げる金額から、課税済みの給与等の額について計算した同号に掲げる税額を控除して計算した。また、その課税漏れ給与等に対する源泉所得税額に、各月ごとの課税漏れ給与等の額がその年分の課税漏れ給与等の総額のうちに占める割合を乗じて求めた額を各月分の課税漏れ給与等に対する税額とした。

(2) 本件各納税告知処分の適法性

上記(1)のとおり、原告が納付すべき本件各月分の源泉所得税の額は、別表 1-1 から 4 までの「源泉所得税の額」欄記載の金額であるところ、これらの金額は、本件各納税告知処分の源泉所得税の額（別紙 1-2 「課税の経緯の内訳（源泉所得税）」の「納税告知処分等」（裁決で一部取り消された月分については「審査裁決」）欄中の「源泉所得税の額」欄記載の各金額参照）といずれも同額又は上回るものであるから、本件各納税告知処分はいずれも適法である。

(3) 本件不納付加算税の各賦課決定処分の根拠

上記(2)のとおり、本件各納税告知処分はいずれも適法であるところ、原告は本件各月分における源泉所得税をその法定納期限（所得税法183条1項）までに完納しなかったものであり、これについて国税通則法67条1項ただし書に規定する正当な理由も存しない。

したがって、原告の本件各月分における源泉所得税の額に係る不納付加算税の額は、別表2「課税の根拠（本件源泉所得税各賦課決定処分）」の「不納付加算税の額」欄記載のとおり、本件各納税告知処分により納付すべき源泉所得税の額（国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、同法67条1項の規定を適用し、100分の10の割合を乗じて算定した金額となる。

(4) 本件不納付加算税の各賦課決定処分の適法性

原告の本件各月分における源泉所得税の額に係る不納付加算税の額は、上記(3)のとおり、別表2の「課税の根拠（本件源泉所得税各賦課決定処分）」の「不納付加算税の額」欄記載のとおりであるところ、これらの金額は、本件不納付加算税の各賦課決定処分における不納付加算税の額（別紙1-2「課税の経緯の内訳（源泉所得税）」の「納税告知処分等」（裁決で一部取り消された月分については「審査裁決」）欄中の「不納付加算税の額」欄記載の各金額参照）といずれも同額であるから、同各処分はいずれも適法である。

2 本件各更正処分等の根拠及び適法性について

(1) 本件各更正処分の根拠

原告の本件各課税期間の消費税の課税標準等の額並びに納付すべき消費税額及び譲渡割額（地方消費税法72条の77第2号）は、次のとおりである。

ア 平成14年3月課税期間更正処分（別表3-1参照）

(ア) 課税標準額（別表3-1・順号①） 12億7264万6000円

上記金額は、原告が平成16年5月18日に処分行政庁に提出した、原告の平成14年3月課税期間の消費税等の修正申告書（以下「平成14年3月課税期間修正申告書」という。）に記載された金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額（別表3-1・順号②） 5090万5840円

上記金額は、消費税法29条に基づき、上記(ア)の金額に税率100分の4を乗じて算出した金額であり、平成14年3月課税期間修正申告書に記載された金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額（別表3-1・順号⑤） 2235万2557円

上記金額は、消費税法30条に基づき算出した金額であり、下記aの金額からbの金額を控除した金額である。

a 申告に係る控除対象仕入税額（別表3-1・順号③） 2323万1795円

上記金額は、平成14年3月課税期間修正申告書に記載された控除対象仕入税額である。

b 本件運行費に係る消費税相当額（別表3-1・順号④） 87万9238円

上記金額は、原告が平成14年3月課税期間修正申告書において控除対象仕入税額に算入した、本件運行費に係る消費税相当額である。

本件運行費は、給与支給日に支払うべき給与と相殺することで返済することを約した貸付金であると認められるものであるところ、貸付金は消費税法上の課税仕入れ（消費税法2条12号）に該当しないので、当該貸付金は控除対象仕入税額には算入されない。

また、当該貸付金は、給与支給日に運転手の給与の額と相殺・精算されているところ、所得税法28条1項に規定する給与等を対価とする役務の提供は、消費税法上の課税仕入れに

該当しない（消費税法2条12号括弧書き）ので、相殺された給与も控除対象仕入税額には算入されない。

(エ) 納付すべき消費税額（別表3-1・順号⑥） 2855万3200円

上記金額は、上記(イ)の金額から同(ウ)の金額を控除した金額（ただし、国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

(オ) 地方消費税の課税標準となる消費税額（別表3-1・順号⑦） 2855万4100円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び同条の82並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成6年12月2日法律第111号）附則6条に基づき算出した金額であり、同附則5条3項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額840円を控除対象仕入税額（上記(ウ)から除いた上で、上記(エ)の方法により算出した金額である。

(カ) 納付すべき譲渡割額（別表3-1・順号⑧） 713万8500円

上記金額は、地方税法72条の83に基づき上記(オ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

イ 平成15年3月課税期間更正処分（別表3-2参照）

(ア) 課税標準額（別表3-2・順号①） 13億0018万7000円

上記金額は、原告が平成16年5月18日に処分行政庁に提出した、原告の平成15年3月課税期間の消費税等の修正申告書（以下「平成15年3月課税期間修正申告書」という。）に記載された金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額（別表3-2・順号②） 5200万7480円

上記金額は、消費税法29条に基づき、上記(ア)の金額に税率100分の4を乗じて算出した金額であり、平成15年3月課税期間修正申告書に記載された金額である。

(ウ) 仕入税額控除の額（別表3-2・順号⑤） 2540万9984円

上記金額は、消費税法30条に基づき算出した金額であり、下記aの金額からbの金額を控除した金額である。

a 申告に係る控除対象仕入税額（別表3-2・順号③） 2623万8555円

上記金額は、平成15年3月課税期間修正申告書に記載された控除対象仕入税額である。

b 本件運行費に係る消費税相当額（別表3-2・順号④） 82万8571円

上記金額は、原告が平成15年3月課税期間修正申告書において控除対象仕入税額に算入した、本件運行費に係る消費税相当額であり、前記ア(ウ)bで述べたとおり、控除対象仕入税額に算入されない金額である。

(エ) 納付すべき消費税額（別表3-2・順号⑥） 2659万7400円

上記金額は、上記(イ)の金額から同(ウ)の金額を控除した金額である。

(オ) 地方消費税の課税標準となる消費税額（別表3-2・順号⑦） 2659万7400円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び同条の82に基づき算出した金額であり、上記(エ)の金額と同額である。

(カ) 納付すべき譲渡割額（別表3-2・順号⑧） 664万9300円

上記金額は、地方税法72条の83に基づき上記(オ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(2) 本件各更正処分の適法性

上記(1)のとおり、原告の本件各課税期間の納付すべき消費税等の合計額は、平成14年3月課税期間が3569万1700円（納付すべき消費税額2855万3200円、納付すべき譲渡割額713万8500円）、平成15年3月課税期間が3324万6700円（納付すべき消費税額2659万7400円、納付すべき譲渡割額664万9300円）であるところ、これらの金額は、本件各更正処分の納付すべき消費税等の金額と同額又は上回るものであるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

(3) 本件過少申告加算税の各賦課決定処分の根拠

前記(2)のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告は、本件各課税期間の消費税等について、納付すべき税額を過少に申告していたものであり、納付すべき税額を過少に申告していたことについて、国税通則法65条4項に規定する正当な理由は存在しないことから、本件各更正処分に伴って課されるべき過少申告加算税の額は、それぞれ以下のとおりとなる。

ア 平成14年3月課税期間 10万9000円

上記金額は、国税通則法65条1項及び118条3項並びに地方税法附則9条の4第2項及び9条の9に基づき、平成14年3月課税期間更正処分によって新たに納付すべき消費税額等109万円（別紙2の「平成14年3月課税期間」の「更正処分等」欄中の「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき譲渡割額」欄各記載の合計額と、「修正申告」欄中の「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき譲渡割額」欄各記載の合計額との差額。ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成15年3月課税期間 10万3000円

上記金額は、国税通則法65条1項及び118条3項並びに地方税法附則9条の4第2項及び9条の9に基づき、平成15年3月課税期間更正処分によって新たに納付すべき消費税額等103万円（別紙2の「平成15年3月課税期間」の「異議決定」欄中の「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき譲渡割額」欄各記載の合計額と、「修正申告」欄中の「納付すべき消費税額」欄と「納付すべき譲渡割額」欄各記載の合計額との差額。ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(4) 本件課税期間の各過少申告加算税賦課決定処分の適法性

本件各更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、前記(3)のとおり、①平成14年3月課税期間については10万9000円であるところ、この金額は、平成14年3月課税期間の本件過少申告加算税の賦課決定処分の額（別紙2の「平成14年3月課税期間」の「更正処分等」欄中の「過少申告加算税」欄記載の金額参照）と同額であり、②平成15年3月課税期間については10万3000円であるところ、この金額は、平成15年3月課税期間の本件過少申告加算税の賦課決定処分の額（別紙2の「平成15年3月課税期間」の「異議決定」欄中の「過少申告加算税」欄記載の金額参照）と同額であるから、本件過少申告加算税の各賦課決定処分はいずれも適法である。

課税の経緯（源泉所得税）

(単位：円)

区分	年月日	源泉所得税の税額（合計額）	不納付加算税の額（合計額）
納税告知処分等	平成17年1月25日	5,365,870	516,000
異議申立て	平成17年2月4日	(全部の取消しを求める)	
異議決定	平成17年4月27日	(棄却)	
審査請求	平成17年5月30日	(全部の取消しを求める)	
審査裁決	平成18年5月26日	(一部取消し)	

※「納税告知処分等」及び「審査裁決」の内訳は、別紙1-2のとおりである。

課税の経緯の内訳（源泉所得税）

（単位：円）

所得の種類	年月分	納税告知処分等（平成17年1月25日）		異議決定 （平成17年4月27日）	審査裁決（平成18年5月26日）	
		源泉所得税の額	不納付加算税の額		源泉所得税の額	不納付加算税の額
給与	平成12年1月	92,602	9,000	(棄却)	64,106	6,000
給与	平成12年2月	114,234	11,000		89,282	8,000
給与	平成12年3月	132,567	13,000		123,760	12,000
給与	平成12年4月	103,047	10,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成12年5月	103,133	10,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成12年6月	116,901	11,000		97,294	9,000
給与	平成12年7月	141,202	14,000		121,019	12,000
給与	平成12年8月	122,164	12,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成12年9月	133,735	13,000		124,505	12,000
給与	平成12年10月	116,913	11,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成12年11月	118,084	11,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成12年12月	114,548	11,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成13年1月	128,255	12,000		124,242	(棄却)
給与	平成13年2月	129,364	12,000		125,945	(棄却)
給与	平成13年3月	160,989	16,000		134,047	13,000
給与	平成13年4月	131,984	13,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成13年5月	112,421	11,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成13年6月	121,729	12,000		114,382	11,000
給与	平成13年7月	93,686	9,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成13年8月	83,540	8,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成13年9月	93,114	9,000		86,960	8,000
給与	平成13年10月	85,348	8,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成13年11月	89,266	8,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成13年12月	100,794	10,000		100,051	(棄却)
給与	平成14年1月	111,435	11,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成14年2月	103,633	10,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成14年3月	125,746	12,000		102,712	10,000
給与	平成14年4月	127,002	12,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成14年5月	113,424	11,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成14年6月	110,148	11,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成14年7月	124,579	12,000		111,493	11,000
給与	平成14年8月	113,363	11,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成14年9月	121,483	12,000		113,748	11,000
給与	平成14年10月	96,056	9,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成14年11月	92,698	9,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成14年12月	94,543	9,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成15年1月	77,403	7,000		(棄却)	(棄却)
給与	平成15年2月	94,161	9,000		78,132	7,000
給与	平成15年3月	117,778	11,000		104,828	10,000
給与	平成15年4月	135,961	13,000		126,114	12,000
給与	平成15年5月	118,517	11,000	(棄却)	(棄却)	
給与	平成15年6月	115,584	11,000	110,138	(棄却)	
給与	平成15年7月	120,793	12,000	113,930	11,000	
給与	平成15年8月	95,670	9,000	(棄却)	(棄却)	
給与	平成15年9月	102,407	10,000	97,044	9,000	
給与	平成15年10月	125,591	12,000	104,085	10,000	
給与	平成15年11月	96,714	9,000	(棄却)	(棄却)	
給与	平成15年12月	91,561	9,000	(棄却)	(棄却)	
合計		5,365,870	516,000			

別紙2

課税の経緯（消費税及び地方消費税）

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	仕入税額 控除の額	納付すべき 消費税額	納付すべき 譲渡割額	過少申告加算税		
平成 14年 3月 課税 期間	確定申告	期限内	1,272,646,000	23,361,924	27,543,900	6,886,100		
	修正申告	平成16年5月18日	1,272,646,000	23,231,795	27,674,000	6,918,700	16,000	
	更正処分等	平成17年1月25日	1,272,646,000	22,353,700	28,552,100	7,138,200	109,000	
	異議申立て	平成17年2月4日	(全部の取消しを求める)					
	異議決定	平成17年4月27日	(棄却)					
	審査請求	平成17年5月30日	(全部の取消しを求める)					
	審査裁決	平成18年5月26日	(棄却)					
平成 15年 3月 課税 期間	確定申告	期限内	1,300,187,000	26,262,060	25,745,400	6,436,300		
	修正申告	平成16年5月18日	1,300,187,000	26,238,555	25,768,900	6,442,200	-	
	更正処分等	平成17年1月25日	1,300,187,000	25,398,936	26,608,500	6,652,100	104,000	
	異議申立て	平成17年2月4日	(全部の取消しを求める)					
	異議決定	平成17年4月27日	1,300,187,000	25,409,983	26,597,400	6,649,300	103,000	
	審査請求	平成17年5月30日	(全部の取消しを求める)					
	審査裁決	平成18年5月26日	(棄却)					

別表 1 - 1

課税の根拠（源泉所得税）

（単位：円）

支払年月	課税漏れ給与			源泉所得税の額
	本件運行費	本件交通費 課税認定額	合計	
平成 1 2 年 1 月	1, 205, 000	19, 700	1, 224, 700	64, 106
平成 1 2 年 2 月	1, 645, 000	17, 100	1, 662, 100	89, 282
平成 1 2 年 3 月	2, 160, 000	20, 600	2, 180, 600	123, 760
平成 1 2 年 4 月	2, 395, 000	20, 600	2, 415, 600	127, 466
平成 1 2 年 5 月	1, 995, 000	20, 600	2, 015, 600	116, 745
平成 1 2 年 6 月	1, 740, 000	20, 600	1, 760, 600	97, 294
平成 1 2 年 7 月	2, 120, 000	20, 600	2, 140, 600	121, 019
平成 1 2 年 8 月	2, 480, 000	20, 600	2, 500, 600	137, 305
平成 1 2 年 9 月	2, 225, 000	21, 500	2, 246, 500	124, 505
平成 1 2 年 1 0 月	2, 390, 000	21, 500	2, 411, 500	133, 111
平成 1 2 年 1 1 月	2, 150, 000	21, 500	2, 171, 500	121, 673
平成 1 2 年 1 2 月	2, 160, 000	21, 500	2, 181, 500	122, 444
平成 1 2 年 合計	24, 665, 000	246, 400	24, 911, 400	1, 378, 710

別表 1 - 2

課税の根拠（源泉所得税）

（単位：円）

支払年月	課税漏れ給与			源泉所得税の額
	本件運行費	本件交通費 課税認定額	合計	
平成 13 年 1 月	2,060,000	23,300	2,083,300	124,242
平成 13 年 2 月	2,170,000	23,300	2,193,300	125,945
平成 13 年 3 月	2,310,000	23,300	2,333,300	134,047
平成 13 年 4 月	2,870,000	23,300	2,893,300	180,382
平成 13 年 5 月	2,270,000	23,300	2,293,300	130,713
平成 13 年 6 月	2,000,000	23,300	2,023,300	114,382
平成 13 年 7 月	2,120,000	23,300	2,143,300	125,935
平成 13 年 8 月	1,680,000	28,300	1,708,300	97,976
平成 13 年 9 月	1,670,000	28,300	1,698,300	86,960
平成 13 年 10 月	1,830,000	29,200	1,859,200	95,393
平成 13 年 11 月	1,690,000	29,200	1,719,200	94,254
平成 13 年 12 月	1,680,000	30,100	1,710,100	100,051
平成 13 年 合計	24,350,000	308,200	24,658,200	1,410,280

別表 1 - 3

課税の根拠（源泉所得税）

（単位：円）

支払年月	課税漏れ給与			源泉所得税の額
	本件運行費	本件交通費 課税認定額	合計	
平成 1 4 年 1 月	1,760,000	35,500	1,795,500	117,425
平成 1 4 年 2 月	1,800,000	35,500	1,835,500	109,429
平成 1 4 年 3 月	1,680,000	35,500	1,715,500	102,712
平成 1 4 年 4 月	2,170,000	35,500	2,205,500	133,977
平成 1 4 年 5 月	2,140,000	35,500	2,175,500	131,931
平成 1 4 年 6 月	1,850,000	35,500	1,885,500	113,089
平成 1 4 年 7 月	1,750,000	35,500	1,785,500	111,493
平成 1 4 年 8 月	2,080,000	35,500	2,115,500	125,516
平成 1 4 年 9 月	1,910,000	35,500	1,945,500	113,748
平成 1 4 年 1 0 月	2,060,000	35,500	2,095,500	118,292
平成 1 4 年 1 1 月	1,720,000	35,500	1,755,500	96,516
平成 1 4 年 1 2 月	1,640,000	34,600	1,674,600	94,992
平成 1 4 年 合 計	22,560,000	425,100	22,985,100	1,369,120

別表 1 - 4

課税の根拠（源泉所得税）

（単位：円）

支払年月	課税漏れ給与			源泉所得税の額
	本件運行費	本件交通費 課税認定額	合計	
平成 1 5 年 1 月	1,580,000	40,500	1,620,500	87,959
平成 1 5 年 2 月	1,460,000	40,500	1,500,500	78,132
平成 1 5 年 3 月	1,810,000	40,500	1,850,500	104,828
平成 1 5 年 4 月	2,180,000	41,400	2,221,400	126,114
平成 1 5 年 5 月	2,190,000	43,200	2,233,200	122,640
平成 1 5 年 6 月	1,990,000	44,100	2,034,100	110,138
平成 1 5 年 7 月	2,080,000	44,100	2,124,100	113,930
平成 1 5 年 8 月	2,280,000	44,100	2,324,100	121,845
平成 1 5 年 9 月	1,740,000	45,000	1,785,000	97,044
平成 1 5 年 1 0 月	1,830,000	45,900	1,875,900	104,085
平成 1 5 年 1 1 月	2,000,000	46,800	2,046,800	116,548
平成 1 5 年 1 2 月	1,710,000	47,700	1,757,700	98,037
平成 1 5 年 合計	22,850,000	523,800	23,373,800	1,281,300

別表 2

課税の根拠（本件源泉所得税各賦課決定処分）

（単位：円）

所得の種類	年 月 分	本件各納税告知処分	不納付加算税の額
給与	平成12年1月	64,106	6,000
給与	平成12年2月	89,282	8,000
給与	平成12年3月	123,760	12,000
給与	平成12年4月	103,047	10,000
給与	平成12年5月	103,133	10,000
給与	平成12年6月	97,294	9,000
給与	平成12年7月	121,019	12,000
給与	平成12年8月	122,164	12,000
給与	平成12年9月	124,505	12,000
給与	平成12年10月	116,913	11,000
給与	平成12年11月	118,084	11,000
給与	平成12年12月	114,548	11,000
給与	平成13年1月	124,242	12,000
給与	平成13年2月	125,945	12,000
給与	平成13年3月	134,047	13,000
給与	平成13年4月	131,984	13,000
給与	平成13年5月	112,421	11,000
給与	平成13年6月	114,382	11,000
給与	平成13年7月	93,686	9,000
給与	平成13年8月	83,540	8,000
給与	平成13年9月	86,960	8,000
給与	平成13年10月	85,348	8,000
給与	平成13年11月	89,266	8,000
給与	平成13年12月	100,051	10,000
給与	平成14年1月	111,435	11,000
給与	平成14年2月	103,633	10,000
給与	平成14年3月	102,712	10,000
給与	平成14年4月	127,002	12,000
給与	平成14年5月	113,424	11,000
給与	平成14年6月	110,148	11,000
給与	平成14年7月	111,493	11,000
給与	平成14年8月	113,363	11,000
給与	平成14年9月	113,748	11,000
給与	平成14年10月	96,056	9,000
給与	平成14年11月	92,698	9,000
給与	平成14年12月	94,543	9,000
給与	平成15年1月	77,403	7,000
給与	平成15年2月	78,132	7,000
給与	平成15年3月	104,828	10,000
給与	平成15年4月	126,114	12,000
給与	平成15年5月	118,517	11,000
給与	平成15年6月	110,138	11,000
給与	平成15年7月	113,930	11,000
給与	平成15年8月	95,670	9,000
給与	平成15年9月	97,044	9,000
給与	平成15年10月	104,085	10,000
給与	平成15年11月	96,714	9,000
給与	平成15年12月	91,561	9,000
	合計	5,084,118	487,000

別表 3-1

課税の根拠（平成14年3月課税期間の消費税等）

（単位：円）

区分		順号	金額	
平成14年3月課税期間	消費税	課税標準額	① 1,272,646,000	
		課税標準額に対する消費税額	② 50,905,840	
		控除税額	申告書に記載された控除対象仕入税額	③ 23,231,795
			本件運行費に係る消費税相当額	④ 879,238
			仕入税額控除の額（③－④）	⑤ 22,352,557
		納付すべき消費税額（②－⑤）	⑥ 28,553,200	
	地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑦ 28,554,100	
		納付すべき譲渡割額	⑧ 7,138,500	

別表 3-2

課税の根拠（平成15年3月課税期間の消費税等）

（単位：円）

区分		順号	金額	
平成15年3月課税期間	消費税	課税標準額	① 1,300,187,000	
		課税標準額に対する消費税額	② 52,007,480	
		控除税額	申告書に記載された控除対象仕入税額	③ 26,238,555
			本件運行費に係る消費税相当額	④ 828,571
			仕入税額控除の額（③－④）	⑤ 25,409,984
		納付すべき消費税額（②－⑤）	⑥ 26,597,400	
	地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑦ 26,597,400	
		納付すべき譲渡割額	⑧ 6,649,300	

別表 4

平成15年1月分の本件運行費の支払状況及び精算状況

(単位：円)

		乗務員別稼働一覧表(乙第1号証)							給与支払明細書		台帳		
15年順号	氏名(略号)	①支払該当総数(回)	②支払回数(回)	③本件運行費を支払った日及び配送先	④不払回数(回)	⑤本件運行費を支払わなかった日及び配送先	⑥本件運行費支払金額	乙1の該当頁	⑦本件運行費	乙2の該当頁	⑧本件運行費2/15精算額	乙3の該当頁(括弧書きは平成15年1月分の該当頁)	
15- 11	AA	1	0		1	6(名古屋)	0	1		1		1	-
15- 13	AB	2	2	17(大和)、28(岩見沢)			40,000	3	40,000	2	40,000	2	(6)
15- 14	AC							-	100,000	3	80,000 (書き間違いと思われる)	7	(10)
15- 15	AD	3	3	17(久居)、25(新居浜)、31(安城)			30,000	4	30,000	4	30,000	12	(15)
15- 16	AE	2	2	8(舞鶴)、15(東海名鉄)			20,000	5	20,000	5	20,000	17	(20)
15- 33	AF	7	7	6・10(岡山)、15(玉野)、20(広島)、24(岡山)、29・31(玉野)			70,000	7	70,000	6	70,000	22	(26)
15- 38	AG	1	0		1	11(滋賀)	0	8		7		28	-
15- 39	AH	1	1	14(山口)			10,000	10	10,000	8	10,000	30	(32)
15- 40	AI	5	5	7(福岡)、14・18(高松)、23・28(岡山)			60,000	12	60,000	9	60,000	33	(37)
15- 47	AJ	1	0		1	27(滋賀)	0	13		10		39	-
15- 51	AK	7	0		7	8(高松)、11(広島)、15(高松)、18(広島)、22(徳島)、27(高松)、29(岡山)	0	15		11		41	-
15- 52	AL	9	4	6・8・10・14(各務原)	5	17・20・23・31・31(各務原)	40,000	16	40,000	12	40,000	44	(46)
15- 58	AM	4	3	2(各務原)、14(滋賀)、28(名古屋)	1	18(広島)	30,000	18	30,000	13	30,000	47	(49)
15- 59	AN	3	0		3	6・9(岡山)、23(滋賀)	0	20		14		51	-
15- 61	AO	5	5	8(広島)、15(高松)、25(南大阪)、28(備前)、31(高松)			50,000	22	50,000	15	50,000	53	(57)
15- 62	AP	2	1	14(滋賀)	1	24(滋賀)	10,000	23	10,000	16	10,000	59	(61)
15- 63	AQ	5	5	6(長崎)、10・18(福岡)、24(京都)、31(北九州)			100,000	24	100,000	17	100,000	63	(67)
15- 64	AR	8	6	7(岡山)、10(高松)、15(広島)、18・24・28(岡山)	2	20(広島)、21(岡山)	60,000	25	60,000	18	60,000	69	(73)
15- 69	AS	4	4	10(碧南)、22(岡山)、27(高松)、31(大分)			50,000	26	50,000	19	50,000	75	(78)

15年順号	氏名(略号)	①支払該当総数(回)	②支払回数(回)	③本件運行費を支払った日及び配送先	④不払回数(回)	⑤本件運行費を支払わなかった日及び配送先	⑥本件運行費支払金額	乙1の該当頁	⑦本件運行費	乙2の該当頁	⑧本件運行費2/15精算額	乙3の該当頁(括弧書きは平成15年1月分の該当頁)	
15- 72	A T	1	0		1	16(滋賀)	0	27		20		80	(80)
15- 73	A U	5	4	6(名古屋)、9・21(高松)、27(福岡)	1	16(滋賀)	50,000	28	50,000	21	50,000	81	(83)
15- 74	A V	6	6	4・8・14・21・25・28(岡山)			60,000	29	60,000	22	60,000	85	(86)
15- 87	A W	4	4	10(京都郡)、18(福岡)、24(高松)、29(広島)			60,000	30	60,000	23	60,000	88	(89)
15- 88	A X	8	8	6(東大阪)、8(岡山)、13(広島)、16・20・23・27・30(玉野)			80,000	31	80,000	24	80,000	91	(93)
15- 89	A Y	10	10	2・4・7・9・11・16・21・25・28・30(各務原)			110,000	32	110,000	25	110,000	95	(97)
15- 104	A Z	3	3	6(岐阜)、11・20(岡山)			30,000	33	30,000	26	30,000	100	(101)
15- 105	B A	7	7	6・9・13・16・20・27・30(岡山)			70,000	34	70,000	27	70,000	103	(104)
15- 109	B B	2	2	13・15(滋賀)			20,000	35	20,000	28	20,000	107	(107)
15- 110	B C	5	4	4(広島)、11(岡山)、22(高松)、29(岡山)	1	27(一宮)	40,000	36	40,000	29	40,000	108	(109)
15- 112	B D	3	1	8(名古屋)	2	24(滋賀)、29(大阪)	10,000	37	10,000	30	10,000	111	(111)
15- 114	B E	7	6	2・7・10・15・18・22(岡山)	1	30(岡山)	60,000	38	60,000	31	60,000	112	(112)
15- 117	B F	2	2	23(広島)、30(福岡)			30,000	39	30,000	32	30,000	115	(115)
15- 121	B G	5	5	7(山口)、11(岡山)、17(名古屋)、22・28(広島)			50,000	40	50,000	33	50,000	117	(117)
15- 125	B H	8	0		8	3・13・15・18・22・24・27・29(各務原)	0	41		34		120	—
15- 126	B I	1	1	13(一宮)			10,000	42	10,000	35	10,000	122	(122)
15- 128	B J	4	4	7(大阪)、11・23・30(高松)			40,000	43	40,000	36	40,000	123	(123)
15- 129	B K	2	2	11(南大阪)、24(名古屋)			20,000	44	20,000	37	20,000	125	(125)
15- 131	B L	4	4	4(名古屋)、9(大阪松原)、22(都城)、29(福岡)			60,000	45	50,000	38	50,000	127	(127)
15- 132	B M	1	0		1	6(滋賀)	0	46		39		129	—
		158	121		37				1,460,000		1,440,000		

※本別表の順号は、原告保管の平成15年分の所得税源泉徴収簿に付された各運転手の番号の頭に、平成15年分を表す「15-」を付したものである(別表5及び6も同様)。

別表 5

平成15年1月分の乗務員別稼動一覧表及び給与支払明細書(控)の各記載事項

(単位:円)

		乗務員別稼動一覧表(乙第1号証)				給与支払明細書の記載金額(乙第2号証)								
15年順号	氏名(略号)	①乗務員売上の合計額	②高速道路代等の合計額	③差引計(①-②)	乙1の該当頁	④支給額合計の算出の基礎として記載された金額	⑤一定率	⑥支給額の合計欄記載前の金額	⑦調整額(+α)	⑧支給額の合計欄訂正前の記載額	⑨減額された手当名目の額	⑩本件運行費相当額	⑪支給額の合計欄訂正後の記載額	乙2の該当頁
15- 11	AA	529,439	29,910	499,529	1	1,036,443	0.33	342,026	2,974	345,000			345,000	1
15- 13	AB	591,300	235,150	356,150	3	332,850	0.33	109,840	160	110,000		40,000	70,000	2
15- 14	AC				-	736,430	0.33	243,021	1,979	245,000		100,000	145,000	3
15- 15	AD	742,400	71,500	670,900	4	636,680	0.33	210,104	4,896	215,000		30,000	185,000	4
15- 16	AE	692,687	34,230	658,457	5	1,341,725	0.33	442,769	-2,769	440,000		20,000	420,000	5
15- 33	AF	1,107,611	144,030	963,581	7	927,581	0.33	306,101	-16,101	290,000		70,000	220,000	6
15- 38	AG	1,097,120	65,000	1,032,120	8	1,032,120	0.33	340,599	-599	340,000	-30,000		310,000	7
15- 39	AH	1,142,500	65,620	1,076,880	10	1,076,880	0.33	355,370	4,630	360,000		10,000	350,000	8
15- 40	AI	1,141,000	88,630	1,052,370	12	1,024,370	0.33	338,042	1,958	340,000	-30,000	60,000	250,000	9
15- 47	AJ	881,000	26,770	854,230	13	854,230	0.33	281,895	18,105	300,000	-20,000		280,000	10
15- 51	AK	1,449,520	269,410	1,180,110	15	1,180,110	0.33	389,436	564	390,000			390,000	11
15- 52	AL	1,068,000	107,450	960,550	16	950,550	0.33	316,981	3,019	320,000	-30,000	40,000	250,000	12
15- 58	AM	958,000	137,620	820,380	18	846,380	0.33	279,305	695	280,000		30,000	250,000	13
15- 59	AN	1,178,360	163,630	1,014,730	20	1,015,730	0.33	335,190	-190	335,000			335,000	14
15- 61	AO	1,088,100	170,740	917,360	22	889,760	0.33	293,620	-23,620	270,000		50,000	220,000	15
15- 62	AP	884,900	115,480	769,420	23	769,420	0.33	253,908	-3,908	250,000	-30,000	10,000	210,000	16
15- 63	AQ	1,331,250	224,870	1,106,380	24	-	-	-	-	325,000		100,000	225,000	17
15- 64	AR	1,488,130	283,530	1,204,600	25	-	-	-	-	330,000		60,000	270,000	18
15- 69	AS	908,100	86,090	822,010	26	797,910	0.33	263,310	-3,310	260,000		50,000	210,000	19
15- 72	AT	787,000	65,650	721,350	27	721,350	0.33	238,045	1,955	240,000			240,000	20
15- 73	AU	1,084,000	117,330	966,670	28	966,670	0.33	319,001	-9,001	310,000		50,000	260,000	21
15- 74	AV	1,361,000	187,130	1,173,870	29	-	-	-	-	380,000		60,000	320,000	22
15- 87	AW	1,034,000	141,090	892,910	30	892,910	0.33	294,660	-14,660	280,000		60,000	220,000	23
15- 88	AX	1,308,350	161,350	1,147,000	31	1,126,000	0.33	371,580	-1,580	370,000	-30,000	80,000	260,000	24
15- 89	AY	1,141,000	143,390	997,610	32	957,610	0.33	316,000	4,000	320,000	-30,000	110,000	180,000	25
15- 104	AZ	864,000	78,000	786,000	33	785,000	0.33	259,050	950	260,000	-20,000	30,000	210,000	26

15年順号	氏名(略号)	①乗務員売上の合計額	②高速道路代等の合計額	③差引計(①-②)	乙1の該当頁	④支給額合計の算出の基礎として記載された金額	⑤一定率	⑥支給額の合計欄記載前の金額	⑦調整額(+α)	⑧支給額の合計欄訂正前の記載額	⑨減額された手当名目の額	⑩本件運行費相当額	⑪支給額の合計欄訂正後の記載額	乙2の該当頁
15- 105	B A	1,333,000	217,830	1,115,170	34	1,115,170	0.33	368,006	-8,006	360,000		70,000	290,000	27
15- 109	B B	742,000	63,300	678,700	35	678,700	0.33	223,797	1,203	225,000		20,000	205,000	28
15- 110	B C	1,218,000	81,720	1,136,280	36	1,122,280	0.33	370,352	4,648	375,000		40,000	335,000	29
15- 112	B D	745,000	39,990	705,010	37	705,010	0.33	232,653	7,347	240,000		10,000	230,000	30
15- 114	B E	1,487,600	61,460	1,426,140	38	1,309,540	0.33	432,148	-2,148	430,000	-30,000	60,000	340,000	31
15- 117	B F	614,500	20,350	594,150	39	581,150	0.33	191,779	18,221	210,000	-20,000	30,000	160,000	32
15- 121	B G	1,069,200	101,210	967,990	40	972,790	0.33	321,020	-1,020	320,000		50,000	270,000	33
15- 125	B H	874,500	36,510	837,990	41	842,990	0.33	278,186	6,814	285,000			285,000	34
15- 126	B I	957,000	41,580	915,420	42	915,420	0.33	302,088	7,912	310,000	-30,000	10,000	270,000	35
15- 128	B J	928,000	129,440	798,560	43	798,560	0.33	263,524	11,476	275,000		40,000	235,000	36
15- 129	B K	689,000	69,680	619,320	44	622,320	0.33	205,365	-5,365	200,000		20,000	180,000	37
15- 131	B L	1,054,100	28,630	1,025,470	45	1,003,870	0.33	331,277	-1,277	330,000		50,000	280,000	38
15- 132	B M	373,000	0	373,000	46	373,000	0.40	149,000	71,000	220,000			220,000	39
												1,460,000		

翌月に精算されない本件運行費の精算状況

(単位：円)

順号	氏名(略称)	①貸付年月及び合計金額		②精算年月日及び精算状況			③左の繰越額の精算状況				乙3の該当頁
		年月	合計金額	年月日	精算額	繰越額	年月日	精算額	年月日	精算額	
12- 5	AA	平成12年2月	40,000	平成12年4月15日	35,000	5,000	平成12年7月15日	5,000			1
12- 110	AB	平成12年2月	100,000	平成12年3月15日	90,000	10,000	平成12年4月15日	10,000			2及び3
		平成12年7月	120,000	平成12年8月15日	110,000	10,000	平成12年9月15日	10,000			
12- 27	AC	平成12年2月	100,000	平成12年3月15日	90,000	10,000	平成12年4月15日	10,000			7及び8
		平成12年5月	80,000	平成12年6月15日	70,000	10,000	平成12年7月15日	10,000			
		平成12年6月及び7月	100,000	平成12年8月15日	90,000	10,000	平成12年9月15日	10,000			
		平成12年8月	80,000	平成12年9月15日	70,000	10,000	平成12年10月15日	10,000			
14- 16	AE	平成14年2月	50,000	平成14年3月15日	40,000	10,000	平成14年4月15日	10,000			19及び20
		平成14年3月	60,000	平成14年4月15日	40,000	20,000	平成14年10月15日	10,000	平成14年11月15日	10,000	
		平成14年5月	70,000	平成14年6月15日	60,000	10,000	平成14年7月15日	10,000			
12- 79	AF	平成12年1月	70,000	平成12年2月15日	60,000	10,000	平成12年3月15日	10,000			22
		平成12年7月	110,000	平成12年8月15日	100,000	10,000	平成12年9月15日	10,000			
12- 81	AI	平成12年5月	80,000	平成12年6月15日	70,000	10,000	平成12年7月16日	10,000			34
12- 61	AO	平成12年3月	90,000	平成12年4月15日	80,000	10,000	平成12年5月15日	10,000			53及び54
		平成12年4月	50,000	平成12年5月15日	45,000	5,000	平成12年6月15日	5,000			
		平成12年8月	70,000	平成12年9月15日	65,000	5,000	平成12年10月15日	5,000			
12- 51	AQ	平成12年2月	90,000	平成12年3月15日	80,000	10,000	平成12年4月15日	10,000			63
12- 94	AR	平成12年7月	70,000	平成12年8月15日	65,000	5,000	平成12年9月15日	5,000			69及び70
		平成12年8月	90,000	平成12年9月15日	80,000	10,000	平成12年10月15日	10,000			
12- 58	AS	平成12年1月及び2月	80,000	平成12年3月15日	75,000	5,000	平成12年4月15日	5,000			75
13- 115	AX	平成13年8月及び9月	70,000	平成13年10月15日	60,000	10,000	平成13年11月15日	10,000			91
14- 109	BB	平成14年8月	20,000	—	0	20,000	平成14年10月15日	20,000			107
14- 112	BD	平成14年8月	20,000	—	0	20,000	平成14年11月15日	20,000			111